

令和2年5月19日

保育園

認定こども園

地域型保育事業

保護者各位

千葉県こども未来局
こども未来部幼保運営課長

緊急事態の解除に伴う登園自粛要請期間の終了について

保護者の皆様におかれましては、4月8日から長期間にわたり、登園自粛にご協力いただきまして感謝申し上げます。

さて、令和2年5月14日に千葉県等を除く39県で緊急事態が解除され、また、残りの地域も21日には改めて状況評価を行ったうえで、可能であれば31日を待たずして緊急事態を解除するとされております。

本市の保育園等の登園自粛につきましては、5月31日までとしておりますが、現時点では、自粛要請期間に変更はありませんのでお知らせします。

※緊急事態が前倒しで解除された場合も自粛要請期間を変更いたしません。

※6月以降の保育料については、当該園で感染者が確認された場合の臨時休園や当該児童が濃厚接触者となった場合などを除き、原則として減免はありません。

なお、登園にあたっては、以下の点にご留意ください。

(1) 保育園等におきましては、手洗い、換気など可能な限り感染防止対策に努めますが、いわゆる三密の状態を完全に解消することは施設の性質上困難であることをご理解ください。

※原則として、就労の場合は「勤務時間プラス通勤時間」のみの保育とするなど、保育時間の短縮にご協力ください。

(2) 当該園で感染者が確認された場合など、予告なく臨時休園する場合があります。「いざという時」の預け先を確保するなど急な保育園等の休園に備えてください。

(3) 登園前にお子さんの体温を測定し、発熱や呼吸器症状が認められた場合は、園にお子さんの状態をお伝えいただいた上でお休みしてください。

※過去に発熱や呼吸器症状が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園できませんのでご理解、ご協力をお願いいたします。

(4) 最も重要な感染対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。お子さん、保護者の皆様とも入退室時の手洗い等の徹底にご協力ください。

(5) お子さんや保護者の方に感染が疑われる場合やPCR検査を受診する場合は、在籍園まで必ずご連絡ください。

※感染が判明した場合には、感染拡大予防の観点から、保護者の皆様に個人が特定されない形で情報提供をさせていただきますので、あらかじめご承知おきください。

問合せ先：幼保運営課 043-245-5726